

地方独立行政法人宮城県立こども病院  
中期目標期間の業務実績に関する評価結果

平成26年9月

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

目 次

第1	評価の視点	1
第2	全体評価について	
1	中期目標期間業務実績全般の評価	2
2	診療事業	2
3	成育支援事業	3
4	教育研修事業	3
5	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	3
6	人事に関する計画	4
第3	項目別評価について	5
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	診療事業	
①	質の高い医療の提供	6
②	患者・家族の視点に立った医療の提供	7
③	患者が安心できる医療の提供	8
(2)	成育支援事業	9
(3)	臨床研究事業	9
(4)	教育研修事業	10
(5)	災害時等における活動	10
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	効率的な業務運営体制の確立	11
(2)	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	12
3	予算、収支計画及び資金計画	
4	短期借入金の限度額	
5	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
6	剰余金の使途	12
7	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	人事に関する計画	13
(2)	職員の就労環境の整備	13
(3)	医療機器・施設整備に関する事項	14
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	15
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	18

## 第1 評価の視点

地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下、「法人」という。）の業務運営は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号、以下「法」という。）第25条及び第26条の規定による地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標（以下「中期目標」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）に基づいて行われている。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会では、法第28条の規定により、事業年度ごとの評価を行っているが、平成22年度からの4か年を期間とする中期目標及び中期計画が平成25年度で終了となったため、事業年度ごとの評価とは別に、法第30条の規定により、中期目標期間における業務実績について評価を行うものである。

本評価に当たっては、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、平成22年度から平成24年度の3か年の法人の業務実績を次期中期目標及び中期計画に反映させるため、平成25年度に委員会独自に行った暫定評価を踏まえつつ、最終評価を取りまとめたものである。

## 第2 全体評価について

### 1 中期目標期間業務実績全般の評価

平成 22 年度から平成 25 年度までの第 2 期の中期目標期間全体の業務実績については、全般において目標・計画を達成しており、安定した業務運営のために改善に取り組んでいる努力が認められる。

質の高い医療を提供するため、医師，看護師などの確保・育成に努め、診療体制の充実が図られたことは評価できる。

業務運営面では、平成 23 年の東日本大震災の影響を受けながらも、病床稼働率の向上，平均在院日数の短縮，入院・外来患者の増加など効果的な病床運用に努め、中期目標期間における経常収支比率は 100%を超えるなど、収支の改善が図られた。

今後は、病床稼働率の引き上げ，業務コストの削減努力などにより，一層の収支の改善を図り，職員の適正配置と人件費総額とのバランスの管理をしつつ，東北地方唯一の小児高度専門病院としての役割を果たしていくことを期待するものである。

### 2 診療事業

クリニカルパス<sup>※1</sup>の活用，EBM<sup>※2</sup>の推進，退院 2 週間以内の退院サマリー<sup>※3</sup>の作成率の向上に取り組み，実績を上げた。

医師，看護師などを増員して体制を充実させ，また，医師事務作業補助者を増員し，医師の負担の軽減を図るなど，診療体制の安定のための取組は評価できる。

今後とも，県内外の医療機関に対して，こども病院の診療面での特徴を情報発信するとともに，更なる連携体制の構築に努めることを期待する。

※1 クリニカルパス：特定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導，入院時オリエンテーション，検査，食事指導，安静度，理学療法，退院指導などが一連の流れとして，スケジュール表にまとめられたもの。

※2 EBM：(evidence-based medicine：根拠に基づいた医療)良心的に，明確に，分別を持って最新・最良の医学知見を用いる医療の在り方。

※3 退院サマリー：医師が，入院患者の治療経過を要約した文書として退院後に作成，入院カルテ及び外来カルテに同じものを編さん，保管し，外来，再来等時に活用して治療の継続性を確保するもの。

### 3 成育支援事業

チャイルド・ライフ・スペシャリスト<sup>※4</sup>，子ども療養支援士<sup>※5</sup>，保育士，臨床心理士，医療ソーシャルワーカー，ボランティアコーディネーター，看護師，それぞれが積極的に活動し，また，ボランティア活動の充実を図ったことは評価できる。

成育支援事業は，こども病院の根幹をなす事業であり，患者数の増加も見込まれることから，引き続き人材の確保・育成に努めることを期待する。

※4 チャイルド・ライフ・スペシャリスト：病気や怪我で慣れない病院生活を送っている子供に，その成長に合わせて病気や治療についての理解を促し，ストレスを和らげる支援を行う資格者。

※5 子ども療養支援士：こどもは年齢によって理解できる内容や不安の程度が異なるため，病気を恐れたり混乱しないよう，こどもの成長・発達に合わせ，正しい情報を伝えるなどの支援を行う専門職（非国家資格）のこと。

### 4 教育研修事業

初期研修医，後期研修医を積極的に受け入れるとともに，東北大学大学院医学系研究科の連携講座における研修指導を実施するなど，質の高い医療従事者の養成を行っている。

看護師についても，院内・院外研修に参加させ，また，認定看護師が2名から6名に増加するなど，看護水準の向上を図ったことなどは評価できる。

### 5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

中期目標期間の経常収支が100%を超え，中期目標を達成した。

医師事務作業補助者や各種職員の適切な増員，配置による業務運営体制の強化は評価できるが，職員数の増加により人件費が経営上の負担となることが懸念される。今後とも病床稼働率を上げるための対策及び医薬品，診療材料費等の一層の見直しを行い，支出を抑制するとともに，適正な人件費率を目指す必要がある。

## 6 人事に関する計画

人事評価制度については、中期目標期間の実施に向け準備を進め、平成25年度試行したが、今後制度の充実を図ることが期待される。

### 第3 項目別評価について

中期目標期間業務実績に関する項目別評価は、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

#### 【判定基準】

判定基準	判定結果数
「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている。	0
「A」：中期計画・年度計画を上回っている。	12
「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している。	1
「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている。	0
「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。	0
合計	13

#### 【項目別評価】

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業	
① 質の高い医療の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療の提供	A
③ 患者が安心できる医療の提供	A
(2) 成育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	A
(4) 教育研修事業	A
(5) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	A
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 6 剰余金の使途	A
7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	B
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 医療機器・施設整備に関する事項	A

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業

① 質の高い医療の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

クリニカルパスの運用，EBMの推進，退院サマリーの作成率については，高い水準を保っており，質の高い医療の提供体制整備に対する姿勢と努力を評価し，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- 医師が診療に専念できるように医師事務作業補助者を増員し，医師の業務負担の軽減を図り診療体制の充実を図ったことは評価できる。

〈クリニカルパスの活用〉

- 標準化が難しい小児医療において，クリニカルパス作成のための「ケア標準化推進委員会」を開催し，使用率を上げるための取組を行ったことは評価できる。

〈病診・病病連携の推進等〉

- 紹介率・逆紹介率ともに地域医療支援病院としての基準を達成している。また，登録医が多く参加する地域医療研修会・講演会を数多く開催しており，地域の医療機関との連携の推進に努めていると評価する。

〈在宅療養患者支援体制の整備〉

- 在宅療養支援チームによる患者・家族の不安軽減に応える取組を推進し，実績を上げたことは評価できる。

〈救急医療の充実〉



- 宮城県こども夜間安心コール事業，仙台市小児科病院群輪番制事業に参画するなど地域の病院としての役割を果たしたことは評価できる。

## ②患者・家族の視点に立った医療の提供

### 〔判定結果〕

A

### 〔判定理由〕

インフォームド・コンセント<sup>※6</sup>及びインフォームド・アセント<sup>※7</sup>を適切に実施するとともに，患者満足度調査の実施及び患者相談窓口の設置などによって，患者や家族からの意見・要望に耳を傾け問題点を改善するなど，患者サービスの向上に取り組んでいることを評価し，Aと判定した。

※6 インフォームド・コンセント：診療に当たって，医療側が，患者に対して診断結果に基づく病状，治療の内容，目的，危険性，成功の確率及び他の治療方法などを説明し，患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており，未成年者などの場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

※7 インフォームド・アセント：小児患者の治療に際して，自己決定能力があるとはみなされない子供に対して，その理解力に応じて病名や，治療，検査，処置などの内容を分かりやすく説明し，本人の了解を得ること。

### 〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- インフォームド・コンセント及びインフォームド・アセントについては適切に実施されており，評価できる。
- 年齢に応じたインフォームド・アセントの実施方法について更なる検討を行い，適切なインフォームド・アセントの在り方を確立していくことを期待する。
- 患児に対する病名・病気説明時に，医師，看護師に加え，必要に応じてチャイルド・ライフ・スペシャリストが関わり，その後の定期的に開催するカンファレンスには多職種が参加することにより，患児の情報を共有し，支援方針を決定するなど，患児の心のケアに関する取組を行っていることは評価できる。今後，病名・病気説明時から入院後にかけての患児の心のケアに関する取組を一層強化することを期待する。

〈セカンドオピニオンの実施〉

- セカンドオピニオンの推進について、ホームページなどで相談方法の周知を図っている点などについて評価できる。

〈患者の価値観の尊重〉

- 院内に投書箱「院長さんきいて！」を設置し、患者・家族からの意見・要望に耳を傾け、その内容及び対応策を職員に周知し、患者サービスの向上に取り組んでいる点の評価する。
- 診療までの待ち時間や会計の待ち時間について、呼び出し用 PHS の貸出により、患者及び家族が遊び場などで自由に時間を過ごせる工夫をし、また、会計担当職員を増員して待ち時間の低減に努めたことは評価できるが、今後、更に待ち時間短縮の対策をとられることを期待する。

③患者が安心できる医療の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

インシデントレポート収集、分析及び改善対策が充実し、また院内に感染管理室を設置するなど、感染管理活動の充実・強化を図り、患者が安心できる医療の提供に努めた点の評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈医療安全対策の充実〉

- 医療安全対策をより一層推進し、重大なインシデントを防ぐためには、適切な要因解析に加え、安全対策研修会・講習会を活用し、職員に対する個別的な指導を行うなど、インシデント全体を減らす対策が必要である。

## (2) 成育支援事業

### 〔判定結果〕

A

### 〔判定理由〕

チャイルド・ライフ・スペシャリスト，子ども療養支援士，保育士，臨床心理士，医療ソーシャルワーカー，ボランティアコーディネーター，看護師，それぞれが専門性を生かした多面的な活動を展開している点を評価し，Aと判定した。

### 〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈成育支援専門職の育成向上と情報の発信〉

- 成育支援専門職の業務は今後とも増えることが予想されるので，更なる人材の確保・育成に努めてほしい。

〈患者と家族の心理的・社会的支援及び在宅療養支援〉

- チャイルド・ライフ・スペシャリスト，子ども療養支援士が行うプレパレーション<sup>※8</sup>に積極的に取り組んでおり，小児の意思を尊重した医療の実現に貢献している。

※8 プレパレーション：検査や処置について，こどもの年齢や発達段階に合わせた説明をすることである。事前に説明をすることで，体験する出来事に対するこどもの混乱や不安，恐怖心を緩和し，こどもが持つ対処能力を引き出すことを目的としている。

〈病院ボランティア活動の支援〉

- 開院 10 年を超えてもボランティア登録数と活動延べ人数が増加していることは，ボランティアの方々の充実感の表れであり，病院側の受入体制の充実と関係部署の職員の意識の高さを評価したい。

## (3) 臨床研究事業

### 〔判定結果〕

A

### 〔判定理由〕

学会発表，臨床研究に積極的に取り組んでいることから，Aと判定した。

**〔評価に当たっての意見，指摘等〕**

〈臨床研究及び治験の推進〉

- 倫理委員会で承認された臨床研究に積極的に取り組んでおり評価できる。
- 学会発表が多いことは評価できるが，学会における発表内容や治験等の成果を論文として発表することに努められたい。

**(4) 教育研修事業**

**〔判定結果〕**

A

**〔判定理由〕**

初期研修医，後期研修医を積極的に受け入れるとともに，看護師について，院内・院外研修に参加させるなど，小児医療を支える人材の育成を行っていることなどを評価し，Aと判定した。

**〔評価に当たっての意見，指摘等〕**

〈質の高い医療従事者の養成〉

- 東北大学と連携し東北大学大学院医学系研究科の連携講座における研修指導を実施し，質の高い医療従事者の養成を行った。
- 看護師を対象とした積極的な院内研修の実施，院外研修への参加，認定看護師資格取得のための研修受講を奨励し，認定看護師が2名から6名に増加するなど，看護の質の向上に努めたことは評価できる。

**(5) 災害時等における活動**

**〔判定結果〕**

A

### 〔判定理由〕

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、院内に各部署責任者をメンバーとする「震災対策会議」を設置し、現状や問題点の収集や対応策の協議などを行い、診療機能の維持に努めるなど、的確に対応した。また、東日本大震災を教訓に防災関連設備の整備や飲料水確保のための井戸水浄化設備の設置、食料、医薬品等の備蓄を進めたことなどを評価し、Aと判定した。

### 〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈災害時等における活動〉

- 災害医療については、病院間の連携が大切であり、全国の小児医療専門病院と対応を引き続き協議すべきである。
- トリアージや救護を含めた総合的な消防・防災訓練が実施されており評価できる。

## 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 効率的な業務運営体制の確立

#### 〔判定結果〕

A

#### 〔判定理由〕

医療従事者及び医師事務作業補助者の増員を図るなど、効率的な業務運営体制の確立に向けた姿勢に加え、病院運営全体会議を毎月開催するなど、職員参画等による病院運営に努めていることを評価し、Aと判定した。

#### 〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 医療従事者、医師事務作業補助者の増員や、安全管理者及び感染管理者などの専任職員を配置したほか、在宅支援相談室を設置し、患者・家族の支援機能の強化を図るなど、効率的な業務運営体制の

確立に向けての取組として評価する。

## (2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

### 〔判定結果〕

A

### 〔判定理由〕

外来患者数が増加するとともに、病床稼働率は目標を概ね達成している。各部門運営状況に係るヒアリング等を実施するなど、運営上の課題を改善する姿勢等を評価し、Aと判定した。

### 〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈業務運営コストの節減等〉

- 診療体制を整備した結果、医業収益に対する人件費の割合が高まったが、医業費用に対する割合は抑えられている。今後とも病床稼働率を上げるための対策及び医薬品、診療材料費等の一層の見直しを行い、支出を抑制するとともに、適正な人件費率を目指す必要がある。

## 3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 6 剰余金の使途

### 〔判定結果〕

A

### 〔判定理由〕

経常収支比率が平成 22 年度から平成 24 年度までは 100%を超え、中期目標期間全体では目標を上回っていることを評価し、Aと判定した。

### 〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈予算、収支計画及び資金計画〉

- 資金期末残高が増加していることから、今後は、将来の施設修繕や医療機器の整備など、その使途などについて計画していく必要がある。

ある。

- 医業収益が毎年上昇しているのは素晴らしいことだが、医業収益の伸び以上に医業費用が増えており、今後、人件費率、材料費率の分析を十分に行い、対策を考えるべきである。

## 7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

人事評価制度については、平成 26 年度導入に向け、試行にとどまったことから、Bと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈人事に関する計画〉

- 人事評価、並びに診療科の評価は今後の病院のあり方にとって重要であるので、積極的に取り組んでほしい。

### (2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

職員の疲労蓄積度調査を実施するなど、職員の健康管理に努め、また職員の配置改善を行うなど、職員の就労環境の整備を評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈職員の就労環境の整備〉

- 職員の疲労蓄積度の調査を実施するなど、職員の健康状態の把握に努めたことは評価できるが、より快適な就労環境の整備のため、

就労環境における職員の満足度調査を実施することを期待する。

- 時間外労働が多い職員などには、疲労蓄積度などに応じて、積極的に産業医の面談を受けさせるなどの配慮を行い、しっかりとした管理体制を作ってほしい。
- 看護師の増員や適正配置などの就労環境の充実により、離職率が低下傾向にあることは評価できる。

### (3) 医療機器・施設整備に関する事項

#### [判定結果]

A

#### [判定理由]

中期目標期間前半は、震災の影響により一部分において計画に沿った医療機器の整備を行うことができなかったものの、4年間を通してみると、医療機器整備計画に基づき適切に整備が進められたことから、Aと判定した。

#### [評価に当たっての意見、指摘等]

##### 〈医療機器・施設整備に関する事項〉

- 経営管理と医療安全を両立する第二次医療情報システムの構築は評価できる。
- 開院後10年経過したことにより、高額医療機器の更新等が見込まれている。医療機器・施設設備の整備については、病院経営への影響を考慮し、今後の具体的な設備投資計画を策定する必要がある。



[ 別 紙 ]

## 地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する 評価の考え方について〈抜粋〉

平成19年1月29日  
地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

#### (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

#### (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

### 3 中期目標に係る業務の実績に関する評価の方法

#### (1) 項目別評価

項目別評価は、中期目標及び中期計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

##### ① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

- \* 業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価する
- \* 業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する
- \* 業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する
- \* 業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する
- \* 予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する
- \* 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する
- \* 財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

##### ② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。

判定基準

- 「S」：中期目標を大幅に上回っている
- 「A」：中期目標を上回っている
- 「B」：中期目標に概ね合致している
- 「C」：中期目標をやや下回っている
- 「D」：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要

## (2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

- \* 周産期・小児医療分野における高度専門医療の集約的な提供や県全体の小児医療水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療が確実に実施されているか
- \* 患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療の提供、質の高い医療従事者の養成に努めるなど、県民の医療需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

- \* 県民に対する説明責任を重視し、病院の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか
- \* 目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか
- \* 法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

## (3) 具体的な実施方法

### ① 暫定評価

評価結果を次期中期目標策定等へ反映させるため、次の手順により中期目標期間最終年度において暫定評価を行うものとする。

#### i 法人

- ◇ 中期目標最終年度の9月末までに中期目標期間の業務の実績を明らかにした暫定報告書を作成し、委員会へ提出する。
- ◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(1)の②の判定基準を準用し、暫定評価に至った理由等を付記）するとともに、評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

#### ii 委員会

- ◇ 法人の自己点検・評価等を踏まえ、法人からのヒアリングなどを通じ、調査・分析をし暫定評価を行う。
- ◇ 暫定評価（案）を作成し、法人に提示するとともに、暫定評価（案）に対する申し出の機会を付与する。
- ◇ 暫定評価結果を決定したときは、その内容を法人に通知するとともに、法人への通知に係る事項を県に報告する。

## ② 最終評価

中期目標期間終了後，①の暫定評価結果を踏まえつつ，次の手順により最終評価を行うものとする。

### i 法人

- ◇ 中期目標期間終了後，翌年度の6月末までに中期目標期間の業務の実績を明らかにした最終報告書を作成し，委員会へ提出する。
- ◇ 業務実績を自己点検し，その状況を項目ごとに自己評価（(1)の②の判定基準を準用し，最終評価に至った理由等を付記）するとともに，評価の際に参考となるよう，必要に応じ，関係する客観的な資料を提出する。

### ii 委員会

- ◇ 法人の自己点検・評価等を踏まえ，法人からのヒアリングなどを通じ，調査・分析をし最終評価を行う。
- ◇ 最終評価（案）を作成し，法人に提示するとともに，最終評価（案）に対する申し出の機会を付与する。
- ◇ 最終評価結果を決定したときは，その内容を法人に通知するとともに，必要があると認めるときは，業務運営の改善その他の勧告をする。
- ◇ 前述の法人への通知に係る事項を県に報告するとともに，公表する（県はその旨を議会に報告する）。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
荒 ひろみ	患者・家族の代表	
岡 村 州 博	東北公済病院長	副委員長
奥 村 秀 定	社団法人宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長)	
土 屋 滋	東北文化学園大学理事長兼学長	委員長
樋 口 幸 一	公認会計士	
三 澤 君 江	医療法人友仁会松島病院総師長	